

千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成9年千葉県条例第36号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(安全基準及び崩落等の防止に係る基準)

第2条 条例第6条の安全基準は、別表第1の項目の欄に掲げる項目に応じ、当該基準値の欄に定めるとおりとする。

2 前項の安全基準に適合しているかどうかは、別表第1の項目の欄に掲げる項目ごとに、当該項目に係る土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると思われる場所において試料を採取し、それぞれ土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）別表測定方法の欄に掲げる方法により測定した測定値により判断するものとする。

3 条例第8条第1項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる土砂等の埋立て等の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 次号に掲げる土砂等の埋立て等以外の土砂等の埋立て等 別表第2第3号から第5号まで

(2) 土砂等の埋立て等が他の場所への搬出を目的として土砂等のたい積を行うものであるもの 別表第3第2号及び第3号

(3) 前2号に掲げる土砂等の埋立て等のうち、当該各号に定める基準によりがたいものとして市長が認めるもの 当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出を防止するために必要な措置として市長が認めるもの

(公共的団体の範囲)

第3条 条例第9条第1項第1号の規則で定める公共的団体は、次に掲げる者とする。

(1) 独立行政法人都市再生機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構、独立行政法人水資源機構、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、地方共同法人日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、成田国際空港株式会社、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及び独立行政法人中小企業基盤整備機構

(2) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づき設立された地方住宅供給公社

(3) 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づき設立された地方道路公社

(4) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項の規定により設立された土地開発公社

(5) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により認可された土地改良区

(6) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により認可された土地区画整理組合

(7) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）に基づき設立された国立大学法人及

び大学共同利用機関法人

(8) 国又は地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人であって、土壌の汚染又は災害の防止に関し、国又は地方公共団体と同等以上の審査能力があるものとして市長の認定を受けた者

2 前項第8号の規定による市長の認定を受けようとする者は、公共的団体認定申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 定款又は寄附行為の写し

(2) 法人の登記事項証明書

(3) 事業報告書、損益計算書及び貸借対照表

4 市長は、第1項第8号の規定により認定をしたときは公共的団体認定通知書(様式第2号)により、認定をしないこととしたときはその旨を書面により当該認定を申請した者に通知するものとする。

(許認可等を要する行為等に係る特定事業)

第3条の2 条例第9条第1項第3号の規則で定める特定事業は、別表第4に掲げる行為等に係る特定事業とする。

(適用除外の事業)

第3条の3 条例第9条第1項第4号の規則で定める事業は、次に掲げる事業とする。

(1) 運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で通常管理行為として行う特定事業

(2) 災害復旧のために必要な応急措置として行う特定事業

(3) 法令若しくは条例又はこれらに基づく処分による義務の履行に伴う特定事業

(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条の規定に基づく許可を受けた一般廃棄物の最終処分場又は同法第15条の規定に基づく許可を受けた産業廃棄物の最終処分場において行う特定事業

(5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(土地所有者等の同意)

第3条の4 条例第9条の2第1項(条例第12条第1項及び条例第20条の3第1項において準用する場合を含む。)の規定による同意は、条例第9条第1項の許可の申請が、条例第10条第1項の規定によるものである場合にあっては特定事業区域内土地使用同意書(様式第2号の2)により、同条第2項の規定によるものである場合にあっては特定事業(一時たい積特定事業)区域内土地使用同意書(様式第2号の3)によらなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、条例第9条第1項の許可を受けようとする特定事業が小規模埋立て等である場合は、条例第10条第1項の規定によるものである場合にあっては特定事業区域内(小規模)土地使用同意書(様式第2号の4)により、同条第2項の規定によるものである場合にあっては特定事業(小規模一時たい積)区域内土地使用同意書(様式第2号の5)によらなければならない。

3 条例第9条の2第2項(条例第12条第1項及び条例第20条の3第1項において準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する特定事業の施工の妨げとなる権

利を有する者は、特定事業区域内の土地につき地上権、永小作権、質権又は賃借権を有する者とする。

- 4 条例第9条の2第2項の規定による同意は、特定事業場（特定事業区域を除く。）内の土地所有者の同意については特定事業場（特定事業区域を除く）内土地利用同意書（様式第2号の6）により、特定事業区域内の土地につき当該特定事業の施工の妨げとなる権利を有する者の同意については特定事業区域内施工同意書（様式第2号の7）によらなければならない。

ただし、同項の規定による同意が確認できる書類の写しを提出する場合は、この限りでない。

（説明会の開催等）

第3条の5 条例第9条の3第1項の規則で定めるものは、特定事業場の境界線からおおむね300メートル以内の地域において住所を有する者とする。

- 2 条例第9条の3第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- （1）条例第9条第1項の許可の申請をしようとする者及び特定事業に係る現場責任者の連絡先
- （2）その他市長が必要と認める事項

3 条例第9条の3第1項の規定により説明会を開催するときは、周辺住民の参集の便を十分考慮して開催の日時及び場所を定め、これらの事項をあらかじめ周辺住民に対し印刷物の配布、周辺住民の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により周知させなければならない。

4 条例第9条の3第2項の規則で定めるものは、次に掲げる事由とする。

- （1）天災、交通の途絶その他の不測の事態により説明会の開催が不可能であること。
- （2）条例第9条第1項の許可の申請をしようとする者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによって説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

5 条例第9条の3第2項の規則で定める方法は、周辺住民に対して、周知事項を記載した書面を配布し、又は送付する方法及び周辺住民の見やすい場所に、周知事項を掲示する方法とする。

（特定事業の許可の申請）

第4条 条例第10条第1項に規定する申請書は、特定事業許可申請書（様式第3号）とする。

2 条例第10条第1項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。

- （1）住民票の写し（申請者が法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書）
- （2）誓約書（様式第3号の2）
- （3）申請者が条例第11条第1項第1号カに規定する未成年者（以下「未成年者」という。）である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書及び役員（同号イに規定する役員をいう。以下同じ。）の住民票の写し）
- （4）申請者が法人である場合にあっては、その役員の住民票の写し
- （5）申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がある

ときにあつては、これらの者の住民票の写し

- (6) 申請者に第4条の3に規定する使用人がある場合にあつては、その者の住民票の写し
- (7) 特定事業場の位置図及び付近の見取図
- (8) 特定事業場の平面図及び断面図（特定事業の施工の前後の構造が確認できるものに限る。）
- (9) 特定事業区域の平面図及び断面図（特定事業の施工の前後の構造が確認できるものに限る。）
- (10) 特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図（不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項の地図又は同条第4項の地図に準ずる図面をいう。次号において同じ。）の写し
- (11) 特定事業区域の土地の公図の写し
- (12) 特定事業区域に係る表土の地質検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第7項第2号の規定により採取した試料ごとの検査試料採取調書（様式第4号）及び地質分析（濃度）結果証明書（様式第5号。計量法（平成4年法律第51号）第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士（以下「環境計量士」という。）が発行したのものに限る。以下同じ。）
- (13) 特定事業に使用される土砂等の量の計算書
- (14) 土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあつては、当該安定計算を記載した書面
- (15) 擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の断面図及び背面図
- (16) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
- (17) 特定事業の施工方法及び工程、施工に係る組織その他市長が指示する事項を記載した特定事業施工計画書
- (18) 現場責任者であることを証する書面
- (19) 第3条の4第1項に規定する特定事業区域内土地使用同意書又は同条第2項に規定する特定事業区域内（小規模）土地使用同意書並びに同条第4項に規定する特定事業場（特定事業区域を除く。）内土地利用同意書及び特定事業区域内施工同意書
- (20) 特定事業説明会等実施状況報告書（様式第5号の2）
- (21) 特定事業区域の土地の実測図
- (22) 特定事業場の土地の実測図
- (23) 土砂等の搬入経路図
- (24) その他市長が必要と認める書類及び図面

3 条例第10条第1項第13号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 特定事業場の面積
- (2) 特定事業の目的
- (3) 関係書類等の縦覧場所
- (4) 申請者が未成年者である場合にあつては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人の場合にあつては、名称、所在地並びに代表者及び役員の名）

- (5) 申請者が法人である場合にあっては、その役員の氏名
- (6) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあっては、これらの者の氏名

(7) 申請者に第4条の3に規定する使用人がある場合にあっては、その者の氏名

4 条例第10条第2項に規定する申請書は、特定事業（一時たい積特定事業）許可申請書（様式第6号）とする。

5 条例第10条第2項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。

- (1) 第2項第1号から第7号まで、第10号、第11号及び第18号に掲げる書類及び図面
- (2) 特定事業区域の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造図
- (3) 特定事業区域の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造でない場合にあっては、第2項第12号に掲げる書類及び図面
- (4) 特定事業場の平面図及び断面図（土砂等のたい積が最大となった場合の当該たい積の構造が確認できるものに限る。）
- (5) 特定事業区域の平面図及び断面図（土砂等のたい積が最大となった場合の当該たい積の構造が確認できるものに限る。）
- (6) 第3条の4第1項に規定する特定事業（一時たい積特定事業）区域内土地使用同意書又は同条第2項に規定する特定事業（小規模一時たい積）区域内土地使用同意書並びに同条第4項に規定する特定事業場（特定事業区域を除く。）内土地利用同意書及び特定事業区域内施工同意書
- (7) 特定事業説明会等実施状況報告書（様式第5号の2）
- (8) 特定事業区域の土地の実測図
- (9) 特定事業場の土地の実測図
- (10) 土砂等の搬入・搬出経路図
- (11) その他市長が必要と認める書類及び図面

6 条例第10条第2項第7号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 特定事業の期間
- (2) 第3項第1号及び第3号から第7号までに掲げる事項

7 第2項第12号及び第5項第3号の特定事業区域の表土の地質検査は、次に掲げる方法によらなければならない。（1）地質検査は、次の表の左欄に掲げる特定事業区域の面積に応じ、それぞれ当該右欄に定める数以上の区域に等分して行うこと。

1ヘクタール未満	2
1ヘクタール以上2ヘクタール未満	3
2ヘクタール以上3ヘクタール未満	4
3ヘクタール以上4ヘクタール未満	5
4ヘクタール以上5ヘクタール未満	6
5ヘクタール以上6ヘクタール未満	7

6ヘクタール以上7ヘクタール未満	8
7ヘクタール以上8ヘクタール未満	9
8ヘクタール以上9ヘクタール未満	10
9ヘクタール以上10ヘクタール未満	11
10ヘクタール以上	12

(2) 地質検査のための試料とする土砂等の採取は、前号の規定により区分された区域ごとに土砂等の汚染の状況を的確に把握することができる場所において行うこと。

(3) 地質検査は、前号の規定により採取された試料について、それぞれ、別表第1に掲げる項目ごとに、土壌の汚染に係る環境基準について別表測定方法の欄に掲げる方法により行うこと。

(特定事業の届出)

第4条の2 条例第10条第4項に規定する届出書は、特定事業届出書（様式第6号の2）とする。

2 条例第10条第4項の規則で定める書類及び図面は、条例第9条第2項の届出に係る特定事業が別表第4に掲げる行為等に係る特定事業に該当することを証する書面並びに前条第2項第7号から第9号まで、第12号、第13号、第20号及び第23号に掲げる書類及び図面とする。

3 条例第10条第4項の規定による届出をしようとする場合における条例第10条第1項第13号の規則で定める事項については、前条第3項第4号中「申請者」とあるのは「届出者」と読み替えるものとする。

4 条例第10条第5項に規定する届出書は、特定事業（一時たい積特定事業）届出書（様式第6号の3）とする。

5 条例第10条第5項の規則で定める書類及び図面は、条例第9条第2項の届出に係る特定事業が別表第4に掲げる行為等に係る特定事業に該当することを証する書面並びに前条第2項第7号並びに同条第5項第2号から第5号まで、第8号及び第11号に掲げる書類及び図面とする。

(条例第11条第1項第1号キ及びクの規則で定める使用人)

第4条の3 条例第11条第1項第1号キ及びクの規則で定める使用人は、申請者の使用人で、次の各号に掲げる者の代表者であるものとする。

(1) 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）

(2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、特定事業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの（構造上の基準）

第5条 条例第11条第1項第7号の規則で定める構造上の基準は、別表第2に定めるとおりとする。

2 条例第11条第2項第2号の規則で定める構造上の基準は、別表第3に定めるとおりとする。

(許可等の決定)

第6条 市長は、条例第9条第1項の許可の申請があつた場合においては、許可又は不許

可の決定をしたときは、特定事業許可（不許可）決定通知書（様式第7号）により当該許可を申請した者に通知するものとする。

（届出の受理）

第7条 市長は、条例第9条第2項の届出（条例第12条第8項及び第20条の3第4項の届出を含む。以下同じ。）があった場合においては、次に掲げる事項を記載した受理書（様式第7号の2）を当該届出をした者に交付するものとする。

- （1）氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名
- （2）届出の受理年月日及び受理番号
- （3）特定事業区域の位置
- （4）特定事業区域の面積
- （5）特定事業場の面積
- （6）特定事業の期間
- （7）前各号に掲げる事項のほか、市長が必要と認める事項

（変更の許可の申請等）

第8条 条例第12条第1項及び第8項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- （1）氏名若しくは名称、住所又は法人の代表者の氏名の変更
 - （2）法定代理人の氏名若しくは名称若しくは住所又は法人にあっては代表者の氏名の変更
 - （3）条例第9条の許可を受けた者に係る次に掲げる者の変更
 - ア 法定代理人が法人である場合におけるその役員
 - イ 役員
 - ウ 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者
 - エ 第4条の3に規定する使用人
 - （4）現場事務所の位置の変更
 - （5）現場責任者の氏名又は職名の変更
 - （6）特定事業に使用される土砂等の量の変更（当該土砂等の量を減少させるものに限る。）
 - （7）特定事業に使用される土砂等の搬入計画の変更
 - （8）特定事業区域以外の地域への排水を測定する施設の位置の変更
 - （9）特定事業に使用される土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置として設けた施設等の構造の変更（変更前と同等以上の機能を持つものへの変更に限る。）
 - （10）特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等が発生し、又は採取された場所ごとに当該土砂等を区分するための措置の変更
 - （11）関係書類等の縦覧場所の変更
- 2 条例第12条第3項に規定する申請書は、特定事業変更許可申請書（様式第8号）とする。
- 3 条例第12条第3項の規則で定める書類及び図面は、第4条第2項各号（第19号を

除く。)及び第5項各号(第6号を除く。)に掲げる書類及び図面のうち変更に係る書類及び図面とする。

4 第6条の規定は、条例第12条第1項の許可について準用する。この場合において、第6条中「条例第9条第1項」とあるのは「条例第12条第1項」と、「特定事業許可(不許可)決定通知書(様式第7号)」とあるのは「特定事業変更許可(不許可)決定通知書(様式第9号)」と読み替えるものとする。

5 条例第12条第8項に規定する届出書は、特定事業変更届出書(様式第9号の2)とする。

6 条例第12条第8項の規則で定める書類及び図面は、第4条の2第2項及び第5項に規定する書類及び図面のうち変更に係る書類及び図面とする。

7 条例第12条第11項又は第12項の規定による市長への届出は特定事業軽微変更届出書(様式第10号)を、同条第11項の規定による土地の所有者への通知は特定事業軽微変更通知書(様式第10号の2)を提出して行わなければならない。

8 前項の届出書には、変更事項を証する書類を添付するものとする。

(事前協議)

第9条 条例第9条第1項、条例第12条第1項又は条例第20条の3第1項の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、市長と協議しなければならない。

(特定事業の着手の届出)

第9条の2 条例第13条の2の規定による届出は、特定事業着手届出書(様式第10号の3)を提出して行わなければならない。

(土砂等の搬入の届出)

第10条 条例第14条の規定による届出は、土砂等の量が5,000立方メートルまでごとに、土砂等搬入届出書(様式第11号)を提出して行わなければならない。

2 条例第14条の当該発生場所から発生し、又は採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、当該土砂等の発生場所の責任者が発行した土砂等発生元証明書(様式第12号)とする。

3 条例第14条の当該土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、搬入しようとする土砂等に係る試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに採取した試料ごとの検査試料採取調書及び地質分析(濃度)結果証明書とする。

4 前項の搬入しようとする土砂等に係る地質分析(濃度)結果証明書を作成するために行う当該土砂等の地質分析は、それぞれ別表第1に掲げる項目ごとに、土壌の汚染に係る環境基準について別表測定方法の欄に掲げる方法により行わなければならない。

5 条例第14条第2号の当該採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、土砂等売渡・譲渡証明書(様式第12号の2)とする。

(土砂等管理台帳)

第10条の2 条例第15条第1項に規定する土砂等管理台帳は、土砂等管理台帳(様式第12号の3)によるものとする。

2 条例第15条第1項第4号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 特定事業の許可を受けた者又は条例第9条第2項の規定による届出をした者の氏名又は名称
- (2) 特定事業の許可番号又は届出の受理番号
- (3) 特定事業区域の位置及び面積
- (4) 特定事業の期間
- (5) 特定事業に使用される土砂等の量
- (6) 現場責任者の氏名及び職名
- (7) 特定事業に使用される土砂等の発生場所並びに当該発生場所の事業者の氏名又は名称及び住所
- (8) 特定事業に使用される土砂等の発生又は採取に係る工事の内容及び当該工事の責任者の氏名
- (9) 特定事業に使用される土砂等の発生場所の事業者との間の契約における土砂等の搬入量及び搬入期間並びに当該土砂等の運搬を委託した場合の受託者の氏名又は名称

3 条例第15条第2項に規定する土砂等管理台帳は、土砂等管理台帳（一時たい積特定事業用）（様式第12号の4）によるものとする。

4 条例第15条第2項第3号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 第2項各号（第5号を除く。）に掲げる事項
- (2) 特定事業に使用される土砂等の搬入量及び搬出量

5 条例第15条第1項及び第2項に規定する土砂等管理台帳は、毎月の末日までに、当該月中における同条第1項各号又は同条第2項各号に規定する事項について、記載を終了していなければならない。

6 条例第15条第1項及び第2項に規定する土砂等管理台帳は、毎年3月末日をもって閉鎖しなければならない。

（土砂等の量等の報告）

第11条 条例第15条第3項の規定による報告は、当該特定事業に着手した日から6月ごとに当該6月を経過した日から1週間以内（特定事業の中止をしようとするとき（当該中止をしようとする期間が2月以上であるときに限る。次項において同じ。）は当該中止をしようとする期間の開始の日から1週間以内、特定事業を廃止し、完了し、又は終了したときは条例第19条第3項、条例第20条第3項又は条例第20条の2第3項の規定による届出の時）に、特定事業状況報告書（様式第13号）を提出して行わなければならない。

2 特定事業が一時たい積特定事業である場合にあつては、条例第15条第3項の規定による報告は、前項の規定にかかわらず、特定事業に着手した日から3月ごとに当該3月を経過した日から1週間以内（特定事業の中止をしようとするときは当該中止をしようとする期間の開始の日から1週間以内、特定事業を廃止し、完了し、又は終了したときは条例第19条第3項、条例第20条第3項又は条例第20条の2第3項の規定による届出の時）に、特定事業（一時たい積特定事業）状況報告書（様式第14号）を提出して行わなければならない。

（地質検査）

第12条 条例第16条第1項の規定による地質検査は、特定事業に着手した日から6月ごと（条例第19条第3項の規定による廃止の届出、条例第20条第3項の規定による完了の届出又は条例第20条の2第3項の規定による終了の届出を行った場合にあつては、市長が指定する期日）に、市長の指定する職員の立会いの上、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 地質検査は、特定事業区域を3,000平方メートル以内の区域に等分して行うこと。
- (2) 地質検査のための試料とする土砂等の採取は、前号の規定により区分された区域の中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点から5メートルから10メートルまでの4地点（当該地点がない場合にあつては、中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点と当該区域の境界との中間の4地点）の土壌について行うこと。
- (3) 前号の規定により採取する土砂等は、それぞれの採取地点において等量とし、採取後、第1号の規定により区分された区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに1試料とすること。ただし、市長が承認した場合にあつては、市長が定めるところにより、第1号の規定により区分された複数の区域から採取された土砂等を混合し、1試料とすることができる。
- (4) 地質検査は、前号の規定により作成された試料について、それぞれ別表第1に掲げる項目ごとに、土壌の汚染に係る環境基準について別表測定方法の欄に掲げる方法により行うこと。

2 特定事業が一時たい積特定事業である場合にあつては、条例第16条第1項の規定による地質検査は、前項の規定にかかわらず、特定事業に着手した日から3月ごと（条例第19条第3項の規定による廃止の届出、条例第20条第3項の規定による完了の届出（表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合の当該特定事業に係る完了の届出を除く。）又は条例第20条の2第3項の規定による終了の届出を行った場合にあつては、市長が指定する期日）に、市長の指定する職員の立会いの上、前項各号に掲げる方法により行わなければならない。ただし、一の土砂等搬入届出書に係る土砂等ごとに当該土砂等が区分された状態でたい積されている場合にあつては、地質検査は省略することができる。

（水質検査）

第13条 条例第16条第1項の規定による水質検査は、特定事業に着手した日から6月ごと（条例第19条第1項の規定による中止の届出、同条第3項の規定による廃止の届出、条例第20条第3項の規定による完了の届出又は条例第20条の2第3項の規定による終了の届出を行った場合にあつては、市長が指定する期日）に、市長の指定する職員の立会いの上試料を採取し、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排出基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号）に定める測定方法により行わなければならない。

2 特定事業が一時たい積特定事業である場合にあつては、条例第16条第1項の規定による水質検査は、前項の規定にかかわらず、特定事業に着手した日から3月ごと（条例第19条第3項の規定による廃止の届出、条例第20条第3項の規定による完了の

届出又は条例第20条の2第3項の規定による終了の届出を行った場合にあつては、市長が指定する期日)に、市長が指定する職員の立会いの上、試料を採取し、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排出基準に係る検定方法に定める測定方法により行わなければならない。

(地質検査等の報告)

第14条 条例第16条第1項の規定による報告は、特定事業に着手した日から6月ごとに当該6月を経過した日から1週間以内(条例第19条第3項の規定による廃止の届出、条例第20条第3項の規定による完了の届出又は条例第20条の2第3項の規定による終了の届出を行った場合にあつては、市長が別に指定する日まで)に、特定事業地質等検査報告書(様式第15号)に次に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。

- (1) 検査に使用した土砂等及び排水を採取した地点の位置図及び現場写真
- (2) 第12条の規定により採取した試料ごとの検査試料採取調書及び地質分析(濃度)結果証明書
- (3) 前条の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び排水汚染状況測定(濃度)結果証明書(様式第16号。環境計量士の発行したものに限る。)

2 特定事業が一時たい積特定事業である場合にあつては、条例第16条第1項の規定による報告は、前項の規定にかかわらず、特定事業に着手した日から3月ごとに当該3月を経過した日から1週間以内(条例第19条第3項の規定による廃止の届出、条例第20条第3項の規定による完了の届出又は条例第20条の2第3項の規定による終了の届出を行った場合にあつては、市長が指定する日まで)に、特定事業地質等検査報告書に前項各号に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。

(標識)

第15条 条例第18条第1項に規定する標識の様式は、土砂等の埋立て等に関する標識(様式第17号)とする。

2 条例第18条第1項に規定する標識の記載事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 特定事業の許可年月日又は届出の受理年月日及びその許可番号又は届出の受理番号
- (2) 特定事業の目的
- (3) 特定事業区域の所在地
- (4) 特定事業を行う者の住所又は所在地及び氏名又は名称並びに連絡先の電話番号
- (5) 特定事業の期間
- (6) 特定事業場及び特定事業区域の面積
- (7) 埋立て等に使用される土砂等の搬入予定量(一時たい積特定事業にあつては、土砂等の年間の搬入及び搬出の予定量)
- (8) 現場責任者の氏名及び職名
- (9) 特定事業場及び特定事業区域の見取図

3 条例第18条第2項に規定する境界を明らかにする表示は別表第5に定めるとおりとする。

(特定事業の廃止等に係る届出)

第16条 条例第19条第1項の規定による届出は、特定事業廃止（中止）事前届出書（様式第18号）を提出して行わなければならない。

2 条例第19条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項（条例第9条第2項の規定による届出をした者が当該届出に係る特定事業の廃止をし、又は中止をしようとする場合にあっては、第6号に掲げる事項を除く。）とする。

- (1) 特定事業の許可年月日又は届出の受理年月日及びその許可番号又は届出の受理番号
- (2) 特定事業区域の位置
- (3) 特定事業の期間
- (4) 特定事業の廃止をしようとする年月日又は中止をしようとする期間
- (5) 特定事業を廃止し、又は中止した場合の特定事業区域の構造
- (6) 特定事業を廃止し、又は中止した場合の特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置
- (7) 廃止し、又は中止しようとする特定事業が一時たい積特定事業である場合にあっては、一時たい積特定事業の特定事業区域のうち土砂等がたい積されている面積

3 条例第19条第3項の規定による届出は、特定事業廃止届出書（様式第18号の2）を提出して行わなければならない。

4 条例第19条第5項に規定する届出をした者に通知する通知書は、特定事業廃止検査結果通知書（様式第18号の3）とする。

（特定事業の完了に係る届出）

第17条 条例第20条第1項の規定による届出は、特定事業完了事前届出書（様式第18号の4）を提出して行わなければならない。

2 条例第20条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 特定事業の許可年月日又は届出の受理年月日及びその許可番号又は届出の受理番号
- (2) 特定事業区域の位置
- (3) 特定事業の期間
- (4) 特定事業の完了の予定年月日
- (5) 特定事業を完了した場合の特定事業区域の構造

3 条例第20条第3項の規定による届出は、特定事業完了届出書（様式第19号）を提出して行わなければならない。

4 条例第20条第4項に規定する届出をした者に通知する通知書は、特定事業完了検査結果通知書（様式第19号の2）とする。

（特定事業の終了に係る届出）

第17条の2 条例第20条の2第1項の規定による届出は、特定事業終了事前届出書（様式第19号の3）を提出して行わなければならない。

2 条例第20条の2第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 特定事業の許可年月日又は届出の受理年月日及びその許可番号又は届出の受理番号

- (2) 特定事業区域の位置
- (3) 特定事業の期間
- (4) 特定事業を終了した場合の特定事業区域の構造

3 条例第20条の2第3項の規定による届出は、特定事業終了届出書（様式第19号の4）を提出して行わなければならない。

4 条例第20条の2第4項に規定する届出をした者に通知する通知書は、特定事業終了検査結果通知書（様式第19号の5）とする。

（譲受けの許可の申請等）

第17条の3 条例第20条の3第2項に規定する申請書は、特定事業譲受け許可申請書（様式第19号の6）とする。

2 条例第20条の3第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 住民票の写し（申請者が法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書）
- (2) 誓約書（様式第3号の2）
- (3) 申請者が未成年者である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書及び役員の住民票の写し）
- (4) 申請者が法人である場合にあっては、その役員の住民票の写し
- (5) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあっては、これらの者の住民票の写し
- (6) 申請者に第4条の3の使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し
- (7) 特定事業場の位置図及び付近の見取図
- (8) 現場責任者であることを証する書面
- (9) その他市長が必要と認める書類

3 条例第20条の3第2項第4号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 譲り受けようとする特定事業の許可年月日及びその番号
- (2) 譲り受けようとする特定事業の許可の期間
- (3) 特定事業区域の位置
- (4) 申請者が未成年者である場合でその法定代理人が法人であるときにあっては、その役員の氏名
- (5) 申請者が法人である場合にあっては、その役員の氏名
- (6) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあっては、これらの者の氏名
- (7) 申請者に第4条の3に規定する使用人がある場合にあっては、その者の氏名
- (8) 現場責任者の氏名及び職名
- (9) 譲受けの理由

4 条例第20条の3第5項に規定する届出書は、特定事業譲受け届出書（様式第19号の7）とする。

5 条例第20条の3第5項の規定による届出をしようとする場合における条例第20条の3第2項第4号の規則で定める事項については、第3項第1号中「許可年月日」と

あるのは「届出の受理年月日」と、「番号」とあるのは「受理番号」と、同項第2号中「特定事業の許可」とあるのは「特定事業」と読み替えるものとする。

6 条例第20条の3第5項の規則で定める書類は、第2項第7号及び第9号に掲げる書類とする。

(譲受け許可等の決定)

第18条 市長は、条例第20条の3第1項の許可の申請があった場合においては、許可又は不許可の決定をしたときは、特定事業譲受け許可(不許可)決定通知書(様式第19号の8)により当該許可を申請した者に通知するものとする。

(相続等の届出)

第18条の2 条例第21条第2項の規定による市長への届出は特定事業相続等届出書(様式第20号)を、同項の規定による土地の所有者への通知は特定事業相続等通知書(様式第20号の2)を提出して行わなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類(条例第9条第2項の規定による届出に係る特定事業にあつては、第3号に掲げる書類に限る。)を添付するものとする。

(1) 届出者に係る住民票の写し(届出者が法人の場合にあつては、法人の登記事項証明書)

(2) 事業者が未成年者である場合にあつては、その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人の場合にあつては、法人の登記事項証明書)

(3) その他市長が必要と認める書類

(土地所有者による特定事業の施工状況の把握)

第18条の3 条例第25条の2第2項の規定による特定事業の施工の状況の把握は、当該施工に係る特定事業において、毎月1回以上、当該施工の状況が同意に当たって確認した事項に抵触していないかどうか並びに当該特定事業場において土壌の汚染又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生がないかどうか及びこれらのおそれがないかどうかを自ら確認することにより行わなければならない。ただし、当該特定事業場において、自ら確認することが困難な事情がある場合は、他の者に確認させることにより行うことができる。

(身分を示す証明書)

第19条 条例第27条第2項に規定する証明書は、身分証明書(様式第21号)とする。

(書類等の提出)

第20条 条例第10条第1項及び第2項の規定による申請、同条第4項及び第5項の規定による届出、条例第12条第3項の規定による変更許可申請、同条第8項の規定による変更の届出、条例第20条の3第2項の規定による譲受け許可申請、同条第5項の規定による譲受けの届出、条例第12条第11項及び第12項、条例第13条の2、条例第14条、条例第19条第1項及び第3項、条例第20条第1項及び第3項、条例第20条の2第1項及び第3項並びに条例第21条第2項の規定による届出並びに条例第15条第3項及び条例第16条第1項の規定により提出する書類及び図面の提出部数は、正副各1部とする。

(公表)

第21条 条例第28条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 土砂等の埋立て等を行った場所
- (2) 土砂等の埋立て等を行った期間
- (3) 土砂等の埋立て等を行った面積

2 条例第28条第1項の規定による公表は、公告その他適当な方法により行うものとする。

(委任)

第22条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成10年1月1日から施行する。

附 則(平成11年9月30日規則第52号)

この規則は、平成11年10月1日から施行する。

附 則(平成13年1月5日規則第1号)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成13年12月20日規則第64号)

この規則は、平成14年1月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年9月30日規則第69号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年10月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定(「簡易保険福祉事業団」を「日本郵政公社」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)第19条の規定により発行されている証明書は、改正後の千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第19条の規定により発行されたものとみなす。
- 3 改正後の規則別表第1の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる土砂等の埋立て等に使用される土砂等について適用し、施行日以前に行われた土砂等の埋立て等に使用された土砂等については、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際現に千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成9年千葉市条例第36号。以下「条例」という。)第9条の許可(条例第12条第1項の許可を含む。以下「既許可」という。)を受けている者が施行日前に条例第14条の規定による届出を行った場合における当該届出に係る土砂等(当該届出に係る土砂等の搬入期間内に搬入されるものに限る。)についての改正後の規則別表第1の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 この規則の施行の際現に既許可を受けている者が施行日から平成15年12月31日までの間に当該既許可に係る特定事業の区域に土砂等を搬入しようとすることについて、施行日以後に条例第14条の規定による届出を行う場合であって、当該届出に係る土砂等

が改正前の規則別表第 1 の規定による安全基準に適合していることについて施行日前に同条の規定による証明があったとき(施行日前に、同条第 1 号若しくは第 4 号の規定による承認又は同条第 2 号の規定による証明があったときを含む。)における当該届出に係る土砂等についての改正後の規則別表第 1 の規定の適用については、附則第 3 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 6 この規則の施行の際現に既許可を受けている者の当該既許可に係る特定事業の区域内において、前 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる土砂等を使用して土砂等の埋立て等が行われた場合における条例第 16 条第 2 項、条例第 19 条第 5 項、条例第 20 条第 4 項及び条例第 20 条の 2 第 4 項の規定による確認に係る当該特定事業の区域内の土砂等についての改正後の規則別表第 1 の規定の適用については、附則第 3 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 17 年 3 月 7 日規則第 9 号)抄

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則(平成 17 年 3 月 31 日規則第 25 号)抄

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 31 日規則第 27 号)抄

- 1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調整された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則(平成 18 年 1 月 12 日規則第 2 号)抄

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 31 日規則第 35 号)抄

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 2 月 26 日規則第 13 号)

この規則は、平成 19 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 31 日規則第 33 号)抄

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 9 月 8 日規則第 57 号)

- 1 この規則は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則第 19 条の規定により発行されている証明書は、この規則による改正後の千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則第 19 条の規定により発行されたものとみなす。

附 則(平成 23 年 8 月 16 日規則第 49 号)

この規則は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。ただし、「独立行政法人緑資源機構」を「独立行政法人森林総合研究所」に改める部分は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日規則第 23 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 1 月 10 日規則第 2 号）抄

- 1 この規則は、平成 26 年 1 月 11 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則（平成 27 年 3 月 27 日規則第 10 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第 4 条第 2 項第 2 号、第 17 条の 3 第 2 項第 2 号、第 18 条の 2 第 2 項第 2 号並びに別表第 4 第 13 号及び第 17 号の改正規定 公布の日

（2）別表第 4 第 19 号の改正規定 平成 27 年 5 月 29 日

附 則（平成 28 年 3 月 31 日規則第 26 号）

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則（平成 29 年 3 月 22 日規則第 7 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 並びに様式第 5 号及び様式第 16 号の改正規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前になされた千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成 9 年千葉市条例第 36 号。以下「条例」という。）第 9 条第 1 項、第 12 条第 1 項又は第 20 条の 3 第 1 項の規定による許可の申請に係る手続については、この規則の規定にかかわらず、なお、従前の例による。
- 3 この規則による改正後の別表第 1 の規定は、平成 29 年 4 月 1 日以後に行われる土砂等の埋立て等に使用される土砂等について適用し、同日前に行われた土砂等の埋立て等に使用された土砂等については、なお従前の例による。
- 4 平成 29 年 4 月 1 日において現に条例第 9 条第 1 項又は第 12 条第 1 項の規定による許可を受けている者が同日前に条例第 14 条の規定による届出を行った場合における当該届出に係る土砂等（当該届出に係る土砂等の搬入期間内に搬入されるものに限る。）についてのこの規則による改正後の規則別表第 1 の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 平成 29 年 4 月 1 日において現に条例第 9 条第 1 項又は第 12 条第 1 項の規定による許可を受けている者が同日から平成 29 年 6 月 30 日までの間に当該許可に係る特定事業の区域に土砂等を搬入しようとするものについて、平成 29 年 4 月 1 日以後に条例第 14 条の規定による届出を行う場合であって、当該届出に係る土砂等が改正前の別表第 1 の規定による安全基準に適合していることについて同日前に同条の規定による証明があったとき（同日前に同条第 1 号若しくは第 4 号の規定による承認又は同条第 2 号の規定による証明があったときを含む。）における当該届出に係る土砂等についての改正後の別表第 1 の規定の適用については、附則第 3 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 平成 29 年 4 月 1 日において現に条例第 9 条第 1 項又は第 12 条第 1 項の規定による許可を受けている者の当該許可に係る特定事業の区域内において、前 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる土砂等を使用して土砂等の埋立て等が行われた場合における条例第 16 条第 2 項、条例第 19 条第 5 項、条例第 20 条第 4 項及び条例第 20 条の 2 第 4 項の規定による確認に係る当該特定事業の区域内の土砂等についての改正後の別表第 1 の規定の適用については、附則第 3 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

7 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則（平成 31 年 3 月 26 日規則第 21 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則第 3 条第 1 項第 1 号の改正規定は公布の日から、第 2 条の規定は同年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 第 1 条の規定による改正後の別表第 1 の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる土砂等の埋立て等に使用される土砂等について適用し、施行日前に行われた土砂等の埋立て等に使用された土砂等については、なお従前の例による。

3 施行日において現に千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成 9 年千葉市条例第 36 号。以下「条例」という。）第 9 条第 1 項又は第 12 条第 1 項の規定による許可を受けている者が施行日前に条例第 14 条の規定による届出を行った場合における当該届出に係る土砂等（当該届出に係る土砂等の搬入期間内に搬入されるものに限る。）についての千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（次項及び第 5 項において「規則」という。）別表第 1 の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 施行日において現に条例第 9 条第 1 項又は第 12 条第 1 項の規定による許可を受けている者が施行日から平成 31 年 6 月 30 日までの間に当該許可に係る特定事業の区域に土砂等を搬入しようとする事について、施行日以後に条例第 14 条の規定による届出を行う場合であって、当該届出に係る土砂等が第 1 条の規定による改正前の別表第 1 の規定による安全基準に適合していることについて施行日前に同条の規定による証明があったとき（施行日前に同条第 1 号若しくは第 4 号の規定による承認又は同条第 2 号の規定による証明があったときを含む。）における当該届出に係る土砂等についての規則別表第 1 の規定の適用については、附則第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 施行日において現に条例第 9 条第 1 項又は第 12 条第 1 項の規定による許可を受けている者の当該許可に係る特定事業の区域内において、前 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる土砂等を使用して土砂等の埋立て等が行われた場合における条例第 16 条第 2 項、第 19 条第 5 項、第 20 条第 4 項及び第 20 条の 2 第 4 項の規定による確認に係る当該特定事業の区域内の土砂等についての規則別表第 1 の規定の適用については、附則第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則（令和3年3月2日規則第5号）

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）別表第1の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる土砂等の埋立て等に使用される土砂等に係る新規則第2条第2項の規定による安全基準に適合しているかどうかの判断について適用し、施行日以前に行われた土砂等の埋立て等に使用される土砂等に係る新規則第2条第2項の規定による安全基準に適合しているかどうかの判断については、なお従前の例による。ただし、次項から第5項までの規定の適用を受ける者については、この限りでない。

3 施行日において現に千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成9年千葉市条例第36号。以下「条例」という。）第9条第1項の許可（条例第12条及び第20条の3第1項の許可を含む。次項及び第5項において同じ。）を受けている者又は条例第9条第2項の規定による届出（条例第12条第8項及び第20条の3第4項の届出を含む。次項及び第5項において同じ。）をした者（条例第10条の2第3項の規定により特定事業を行うことができない者を除く。次項及び第5項において同じ。）が施行日以前に当該許可又は届出に係る条例第14条の規定による届出を行った場合における当該届出に係る土砂等（当該届出に係る土砂等の搬入期間内に搬入されるものに限る。）に係る新規則第2条第2項の規定による安全基準に適合しているかどうかの判断については、なお従前の例による。

4 施行日において現に条例第9条第1項の許可を受けている者又は同条第2項の規定による届出をした者が施行日から令和3年6月30日までの間に当該許可又は届出に係る特定事業の区域に土砂等を搬入しようとすることについて、施行日以後に条例第14条の規定による届出（以下この項において「搬入の届出」という。）を行う場合であって、施行日以前に作成されたこの規則による改正前の千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第10条第3項に規定する搬入しようとする土砂等に係る試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに採取した試料ごとの検査試料採取調書及び地質分析（濃度）結果証明書が添付されたとき（施行日以前に条例第14条第1号の規定により当該土砂等が、発生し、又は採取された土砂等である場合であって、安全基準に適合していることについて市長の承認を受けたものであるとき若しくは同条第4号の規定により当該土砂等について、土壌の汚染のおそれがないと市長が認めた場合又は旧規則第10条第5項に規定する土砂等売渡・譲渡証明書が添付されたときを含む。）における当該搬入の届出に係る土砂等に係る新規則第2条第2項の規定による安全基準に適合しているかどうかの判断については、なお従前の例による。

5 施行日において現に条例第9条第1項の許可を受けた者又は同条第2項の規定による届出をした者の当該許可又は届出に係る特定事業の区域内において、前3項の規定によりな

お従前の例によることとされる旧規則第2条第2項の規定による安全基準に適合している土砂等を使用して土砂等の埋立て等が行われた場合における条例第16条第2項、第19条第5項、第20条第4項及び第20条の2第4項の規定による確認に係る当該特定事業の区域内の土砂等に係る新規則第2条第2項の規定による安全基準に適合しているかどうかの判断については、なお従前の例による。

- 6 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

別表第1（第2条）

項目	基準値
カドミウム	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機 ^{りん} 燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下
砒 ^ひ 素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下、かつ、埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、試料1キログラムにつき15ミリグラム未満
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
銅	埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、試料1キログラムにつき125ミリグラム未満
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下
1, 2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下
1, 1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下
1, 2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下
1, 3-ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下
セレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下
ふっ素	検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下
1, 4-ジオキサン	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下

備 考

- 1 基準値の欄中検液中濃度に係るものにあつては、土壤の汚染に係る環境基準について付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壤」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。
- 2 基準値の欄中「検液中に検出されないこと。」とは、土壤の汚染に係る環境基準について別表測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 有機^{りん}燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。
- 4 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K 0 1 2 5の5. 1、5. 2又は5. 3. 2より測定されたシス体の濃度と日本産業規格K 0 1 2 5の5. 1、5. 2又は5. 3. 1により測定されたトランス体の濃度の和とする。
- 5 市長が定める区域内において土砂等の埋立^{りん}て等が行われる場合であつて、市長が適当と認めるときの砒素、ふっ素及びほう素（これらが事業活動その他の人の活動に伴って生じた土壤の汚染に係るものである場合を除く。）に係る基準値の欄中検液中濃度に係る値は、それぞれ検液1リットルにつき0.03 ミリグラム、2.4 ミリグラム及び3 ミリグラムとする。

別表第2（第5条第1項）

- （1）特定事業区域の地盤にすべりやすい土質の層があるときは、その地盤にすべりが生じないようにくい打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。
- （2）著しく傾斜をしている土地において特定事業を施工する場合にあっては、特定事業を施工する前の地盤と特定事業に使用された土砂等との接する面がすべり面とならないように当該地盤の斜面に段切り等の措置が講じられていること。
- （3）埋立て等の高さ（特定事業区域とこれに隣接する土地の境界の現況地盤の最高地点（擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の上端）と特定事業により生じたのり面の最上部の高低差をいう。）は、原則として2.5メートル以内であること。
- （4）のり面の高さ（のり面の最下部（擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の上端）と最上部の高低差をいう。以下同じ。）は、原則として10メートル以内であること。ただし、土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合は、当該安定計算により安全が確かめられた埋立て等の高さとする事ができる。
- （5）埋立て等ののり面（擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁部分を除く。以下同じ。）のこう配は、垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上のこう配であること。ただし、土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合は、当該安定計算により安全が確かめられたのり面のこう配とすることができる。
- （6）擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条から第10条までの規定に適合すること。
- （7）のり面の高さが5メートル以上になる場合にあっては、のり面の高さが5メートルごとに幅が1メートル以上の小段を設け、必要に応じ、当該小段及びのり面には雨水等によるのり面の崩壊を防止するための排水溝が設置されていること。
- （8）特定事業の完了後の地盤にゆるみ、沈下又は崩壊が生じないように締固めその他の措置が講じられていること。
- （9）のり面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の浸食

に対して保護する措置が講じられていること。

- (10) 特定事業区域（のり面を除く。）は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散防止のための措置が講じられていること。
- (11) 特定事業場の隣接地と特定事業区域との間には、災害時に備え、十分な保安地帯が設けられていること。
- (12) 排水施設については、特定事業区域とその周辺の土地の地形、地盤、地質、土地利用計画等を勘案して集水区域を定め、必要に応じ設置すること。
- (13) 特定事業により特定事業場の隣接地に雨水等が滞水するおそれのある場合は、これを防止するため雨水等を支障なく流下させる措置が講じられていること。

別表第3（第5条第2項）

- （1）特定事業場の隣接地と特定事業区域との間には、次の表の左欄に掲げる特定事業区域の面積の区分に応じ、当該右欄に定める幅の保安地帯が設置されていること。

0.3ヘクタール未満	2メートル以上
0.3ヘクタール以上0.5ヘクタール未満	4メートル以上
0.5ヘクタール以上1ヘクタール未満	6メートル以上
1ヘクタール以上3ヘクタール未満	10メートル以上
3ヘクタール以上5ヘクタール未満	14メートル以上
5ヘクタール以上10ヘクタール未満	18メートル以上
10ヘクタール以上15ヘクタール未満	24メートル以上
15ヘクタール以上20ヘクタール未満	27メートル以上
20ヘクタール以上	30メートル以上

- （2）土砂等のたい積の高さ（のり面の最下部と最上部の高低差をいう。）が2.5メートル以下であること。
- （3）土砂等のたい積ののり面のこう配は、垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上のこう配であること。
- （4）土砂等が飛散するおそれのあるものについては、散水等必要な措置が構じられていること。

別表第4（第3条の2）

- （1）土地改良法に基づく土地改良事業
- （2）港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第1項の規定による港湾区域内及び港湾隣接地域内における許可を要する行為
- （3）森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2の規定による許可を要する開発行為並びに同法第31条、第34条第2項及び第44条において準用する第34条第2項の規定による保安林予定森林、保安林及び保安施設地区における許可を要する行為
- （4）道路法第24条の規定による道路管理者以外の者が行う工事についての承認を要する行為、第32条第1項の規定による道路の占用の許可及び同法第91条第1項の規定による道路予定区域における許可を要する行為
- （5）土地区画整理法に基づく土地区画整理事業及び同法第76条第1項の規定による施行地区内における許可を要する行為
- （6）都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第1項の規定による都市公園内における占用の許可を要する行為
- （7）海岸法（昭和31年法律第101号）第7条第1項及び第8条第1項の規定による海岸保全区域内における許可を要する行為
- （8）宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条の規定による許可を要する宅地造成
- （9）河川法（昭和39年法律第167号）第24条の規定による河川区域内の土地の占用の許可を要する行為並びに同法第27条第1項、第55条第1項、第57条第1項及び第58条の4第1項の規定による河川区域内の土地、河川保全区域内、河川予定地及び河川保全立体区域内における許可を要する行為
- （10）都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項及び第2項の規定による許可を要する開発行為
- （11）都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業及び同法第66条第1項の規定による施行地区内における許可を要する行為
- （12）急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第7条第1項の規定による急傾斜地崩壊危険区域内における許可を要する行為
- （13）農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第15条の2第1項の規定による農用地区域内における許可を要する開発行為
- （14）都市緑地法（昭和48年法律第72号）第14条第1項の規定による特別

緑地保全地区内における許可を要する行為

- (15) 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第8条第1項の規定による生産緑地地区内における許可を要する行為
- (16) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）に基づく住宅街区整備事業並びに同法第7条第1項及び第67条第1項の規定による土地区画整理促進区域内及び施行地区内における許可を要する行為
- (17) 千葉県立自然公園条例（昭和35年千葉県条例第15号）第12条第1項の規定による特別地域内における許可を要する行為
- (18) 千葉県港湾管理条例（昭和51年千葉県条例第45号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による港湾施設の使用の許可を要する行為
- (19) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第7項の規定による特別保護地区の区域内における許可を要する行為

別表第5 (規則第15条第3項)

特定事業	一時たい積特定事業
視認できる木杭で表示	材質は松の丸太、末口9センチメートル以上、高さは地表面1メートル以上とし、先端は赤ペンキで10センチメートル以上塗布の上表示